

○観音寺市豊浜総合体育館条例

平成17年10月11日 条例第203号

改正

令和 2 年12月28日 条例第54号

観音寺市豊浜総合体育館条例

(設置)

第1条 地域住民の体育及びスポーツの振興を図り、福祉及び健康の増進に寄与することを目的として観音寺市豊浜総合体育館（以下「総合体育館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
観音寺市豊浜総合体育館	観音寺市豊浜町和田浜784番地 1

(管理)

第3条 総合体育館の管理に関する業務は、観音寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。ただし、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び観音寺市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年観音寺市条例第59号）の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- (1) 利用の承認をする業務
- (2) 利用の不承認をする業務
- (3) 利用承認の取消し等をする業務
- (4) 体育施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 利用料金の収受に関する業務
- (6) 利用料金の減免業務
- (7) 利用料金の還付業務

(利用の許可)

第4条 総合体育館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、総合体育館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合体育館の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 総合体育館の施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、総合体育館の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の停止を命じることができる。

- (1) 総合体育館を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって利用許可を受けたとき。
- (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (4) 公益上必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、総合体育館の管理上特に必要と認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、総合体育館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金の納入)

第8条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により総合体育館を利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(行為の制限)

第12条 総合体育館において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 募金その他これに類する行為

(2) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

(利用者の責任)

第13条 利用者は、善良な管理者の注意をもって施設等を利用しなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 利用者は、故意又は過失により利用する施設等を損壊し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に基づいてこれを原状に回復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第6条の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊浜町総合体育館条例（平成17年豊浜町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年12月28日条例第54号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

利用料金（個人）

施設名	利用料金区分	利用料金
プール	1人につき	800円以内
トレーニング	1人につき	800円以内
浴室	1人につき	1,000円以内
全施設	1人につき	2,500円以内

備考 料金は日額とする。

利用料金（貸切団体費用）

	施設名	利用料金区分	利用料金
アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに使用する場合	メインアリーナ	全面	10,000円以内
	メインアリーナ	1／2面	5,000円以内
	サブアリーナ	全面	5,000円以内
利用者が入場料を徴収する場合	メインアリーナ	全面	40,000円以内
	メインアリーナ	1／2面	38,000円以内
	サブアリーナ	全面	38,000円以内
運動以外の目的に利用する場合	メインアリーナ	全面	65,000円以内
	メインアリーナ	1／2面	62,000円以内
	サブアリーナ	全面	62,000円以内

備考 料金は3時間当たりとする。

利用料金（附属設備）

	施設名	利用料金
冷暖房設備	メインアリーナ	15,000円以内
	サブアリーナ	2,000円以内

備考 料金は1時間当たりとする。